

コーポレートガバナンス

# 基本的な考え方

Honda は、基本理念に立脚し、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高めるとともに、会社の迅速・果断かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、「存在を期待される企業」となるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

Honda は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化のため、取締役で構成される「監査等委員会」を有し、取締役会から取締役への業務執行権限の委譲により監督と業務執行の分離を進めることのできる監査等委員会設置会社に、2017年6月15日開催の定時株主総会の決議により、移行しました。

株主・投資家の皆様やお客様、社会からの信頼と共感をよりいっそう高めるため、四半期ごとの決算や経営政策の迅速かつ正確な公表など、企業情報の適切な開示を行っており、今後も透明性の確保に努めていきます。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、「Honda コーポレートガバナンス基本方針」\*および「コーポレートガバナンスに関する報告書」\*をご参照ください。

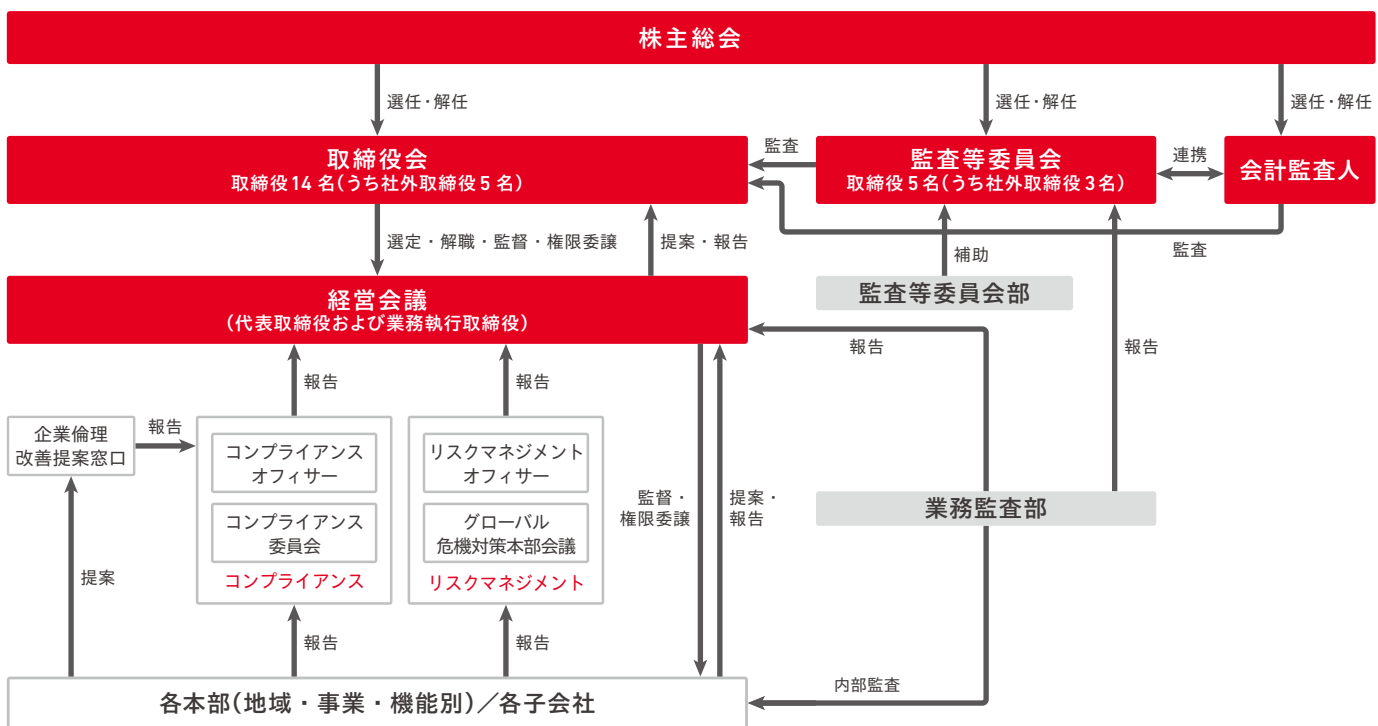
\*<http://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

コーポレートガバナンスの概要 (2017年6月15日時点)

組織形態 監査等委員会設置会社

- 取締役(監査等委員である取締役を除く)の人数..... 9名
  - うち社外取締役の人数..... 2名
  - うち独立役員の人数..... 2名
  - うち女性取締役の人数..... 1名
- 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期..... 1年
- 監査等委員である取締役の人数..... 5名
  - うち社外取締役の人数..... 3名
  - うち独立役員の人数..... 3名
  - うち女性取締役の人数..... 1名
- 監査等委員である取締役の任期..... 2年

コーポレートガバナンス体制 (2017年6月15日時点)



## コーポレートガバナンス

# コーポレートガバナンス

## 業務執行の意思決定

Honda は、2017 年 6 月 15 日より監査等委員会設置会社へ移行し、定款の規定および取締役会の決議に従い、重要な業務執行の決定権限について、取締役会から取締役への委任を拡大しています。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能にするとともに、経営の監督と業務執行の分離を進め、取締役会の機能を、従来よりも業務執行に対する監督に集中させています。

取締役会は、審議基準を定めて経営会議に意思決定の一部を委譲し、さらに経営会議は地域執行会議に意思決定の一部を委譲しています。

経営会議は、取締役会の決議事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しています。地域執行会議は、経営会議から委譲された権限の範囲内で地域における経営の重要事項を審議しています。

## 取締役会

取締役会は、5 名の社外取締役を含む 14 名の取締役によって構成されています。

取締役の候補者は、人格・見識に優れ、Honda の経営を監督することのできる人物を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず、取締役会の決議によって決定しています。

取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行います。また、法令・定款に定められた事項の

ほか、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役または業務執行取締役委任しています。

## 取締役会の開催状況 (2016 年度)

● 開催数 (回) .....	10
● 取締役の出席率 (%) .....	100
うち、社外取締役の出席率 (%) .....	100
● 監査役の出席率 (%) .....	100
うち、社外監査役の出席率 (%) .....	100

## 社外取締役

Honda では、豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営を監督いただける方を社外取締役に選任しています。その中には、独立性の高い社外取締役を含めることとしています。なお、現在の社外取締役 5 名全員は、当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。これを踏まえ、当社は、この 5 名全員を東京証券取引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出しています。

なお、当社の「社外取締役の独立性判断基準」については、「Honda コーポレートガバナンス基本方針」別紙 1\*をご参照ください。

※<http://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

## 社外取締役のサポート体制

Honda では、社外取締役に対しては、秘書部または監査等委員会部が、適宜必要なサポートを行うこととしています。

社外取締役には、取締役会議案に関する資料の事前配布および事前説明を行うとともに、就任時を含め、継続的に経営の監督に資する情報を提供しています。

## 業務の執行 (組織運営)

Honda は基本理念に立脚し、長期的視点に立って世界各地に根ざした事業を展開していくために、6 つの地域本部を設置し、業務を執行しています。また、二輪・四輪・パワープロダクツの事業本部は、製品別の中長期展開を企画するとともに、世界での最適な事業運営を円滑に遂行するために 6 地域本部との連携・調整を図っています。事業管理本部、人事・コーポレートガバナンス本部、ブランド・コミュニケーション本部、IT 本部、生産本部、購買本部およびカスタマーファースト本部といった各機能本部は、Honda グループ全体としての効果・効率向上を図るため、各機能面から支援・調整業務を行っています。

研究開発は、主に独立した子会社が担っており、製品については株式会社本田技術研究所およびその子会社が、生産技術についてはホンダエンジニアリング株式会社およびその子会社が、先進技術による個性的で国際競争力のある商品群の創造をめざしています。

Honda は、地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、必要に応じ、地域・事業・機能別の各本部および研究開発子会社その他の主要な組織に、代表取締役または業務執行取締役からの権限委譲を受け、担当分野における業務執行を担う執行役員を配置しています。

## コーポレートガバナンス

### 監査機関

監査機関である監査等委員会は、社外取締役 3 名を含む 5 名の監査等委員である取締役で構成されています。監査等委員会は、株主からの負託に応えるべく、会社の健全で持続的な成長を確保するため、取締役の職務執行の監査その他法令に定められた職務を行います。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、業務の分担などに従い、取締役会における審議、経営会議その他の重要な会議への出席、業務や財産の状況調査などを通じて取締役の職務執行の監査を行います。

Honda では、監査等委員会への報告を適時・的確に実施するため、「監査等委員会報告基準」を整備し、この基準に基づき、監査等委員会に対して、当社や子会社などの事業の状況、内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとしています。監査等委員である取締役の候補者は、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しています。

また、社長直轄の内部監査部門として設置された「業務監査部」が、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視・指導するとともに、適宜子会社の直接監査を実施しています。

監査役会の開催状況 (2016 年度)(監査等委員会設置会社移行前)

● 開催数 (回) .....	10
● 監査役の出席率 (%) .....	100
うち、社外監査役の出席率 (%) .....	100

### 監査等委員会の機能強化に係る取り組み状況

Honda では、監査等委員会をサポートする直属のスタッフ組織として監査等委員会部を設置しています。

当社の監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を 2 名選定しています。

監査等委員である取締役 鈴木雅文氏は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において十分な業務経験を有しており、また、監査等委員である取締役 高浦英夫氏は公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、両氏は会社法施行規則第 121 条第 9 号において規定される「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」に該当します。また、当社の監査等委員会は、鈴木雅文および高浦英夫の両氏を、米国企業改革法第 407 条に基づく米国証券取引委員会規則において規定される「監査委員会における財務専門家」に認定しています。なお、現在の監査等委員 5 名全員は、米国証券取引委員会規則において規定される独立性を確保しています。

### 役員への研修

Honda は、新任役員の就任時に、外部研修を含め、コーポレートガバナンスを中心テーマとした研修を実施しています。また、従業員からの業務報告においては、財務面だけでなく環境・社会面における影響なども含めた報告を受けるよう、研修で新任役員に周知しています。

今後は社外役員への研修など、より体系的な研修を実施していく予定です。

## 役員報酬

取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対する報酬については、株主総会で決議された役員報酬総額の範囲内で、取締役会にて承認された報酬基準に基づいて支給しています。また取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く) に対する賞与については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、各事業年度の業績、株主への配当、従業員の賞与水準などの事情を勘案し、取締役会の決議によって決定し、支給しています。

なお、当社の役員報酬の決定方針については、「Honda コーポレートガバナンス基本方針」第 12 条※をご参照ください。

※<http://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

役員報酬等の総額、種類別の総額および対象となる役員の人数 (単位: 名、百万円)

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)		計 (うち社外役員)	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
役員報酬	13 (2)	647 (23)	5 (3)	181 (47)	18 (5)	828 (71)
役員賞与	13 (2)	275 (8)	— (—)	— (—)	13 (2)	275 (8)
(合 計)	—	923 (31)	—	181 (47)	—	1,104 (79)

※上記の「役員報酬」については、当年度において、当社が当社役員に対して支給した役員報酬の金額を記載しており、2016 年 6 月 16 日開催の第 92 回定時株主総会 終結の時をもって退任した取締役 4 名、監査役 1 名に対する支給額を含んでおります。

最高給与受給者の年間報酬等の総額 (日本)

最高給与受給者の年間報酬等の総額 (百万円)	150
従業員の年間報酬総額の中央値に対する比率 (%)	1,896

最高給与受給者の年間報酬総額等の増加率 (日本)

最高給与受給者の年間報酬総額等の増加率 (%)	132
-------------------------	-----

### 監査報酬

当社は、有限責任 あずさ監査法人による会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けています。有限責任 あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士 3 名 (三浦洋、山田裕行および錦織倫生) とその補助者 80 名 (公認会計士 26 名、米国公認会計士 3 名、その他 51 名) の計 83 名が監査業務に従事しました。

公認会計士などに対する監査報酬の決定にあたっては、会計監査人と協議のうえ、当社の規模・特性、監査日程などの諸要素を勘案しています。また、当社は、会計監査人の独立性を保つため、監査報酬については、監査役会による事前同意を受け、取締役会で決議しています。